

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和6年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳の作成等の各種健康づくりのための事務を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。
③システムの名称	1健康管理システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・健康増進事業、がん検診対象者情報ファイル ・健康増進事業、がん検診受診結果情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第一の76項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5条) ・別表第一省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 437-0293 静岡県周知郡森町森2101-1 森町役場 総務課 行政係 電話:0538-85-6300 ファックス:0538-85-5259 E-mail:soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 437-0215 静岡県周知郡森町森50-1 森町役場 健康こども課 健康づくり係 電話:0538-85-6330 ファックス:0538-86-6301 E-mail:k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I－5①	保健福祉課保健スタッフ	保健福祉課保健係	事後	
平成29年7月28日	I－5②	保健福祉課長 村松 富夫	保健福祉課長 村松 成弘	事後	
平成29年7月28日	I－8	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I－5②	保健福祉課長 村松 成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅵリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月28日	I－4②		【情報照会の根拠】番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年10月6日	I－5① 部署	保健福祉課 保健係	健康こども課	事後	組織再編による変更
令和4年10月6日	I－5② 所属長の役職名	保健福祉課長	健康こども課長	事後	組織再編による変更
令和4年10月6日	8. 特定個人情報ファイルに関する問合せ	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町役場 保健福祉課 保健係 電話:0538-85-6330 ファックス:0538-85-1294	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町役場 健康こども課 健康づくり係 電話:0538-85-6330 ファックス:0538-86-6301	事後	組織再編による変更
令和4年10月6日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	